

■ 4条1項11号

不服 2020-16164

<本願商標>

「BRAIN SPORTS DRINK」(標準文字)

第32類「eスポーツ用の清涼飲料」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「ブレイン」(標準文字)

第32類「清涼飲料，炭酸飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース」

※商標法第4条1項16号については省略。

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第11号該当性

ア 本願商標は、「BRAIN SPORTS DRINK」の欧文字を標準文字で表示してなるところ、同種文字(欧文字)を、同じ大きさ及び書体で、各語間に1文字分の間隔を設けながらも、横一列にまとまりよく一体的に表してなるもので、いずれかの文字部分だけが独立して看者の注意を引くようなものではない。また、構成文字全体から生じる「ブレインスポーツドリンク」の称呼も格別冗長ではなく、よどみなく一連に称呼できるものである。

そして、本願商標は、その構成中「BRAIN」の文字は「脳。頭脳。」の意味を、「SPORTS」の文字は「スポーツ。運動競技。」の意味を、「DRINK」の文字は「飲み物。飲料。」の意味を有する英語(甲17)であるところ、構成文字全体として特定の意味を有する成語となるものではなく、各語の語義を結合した意味合いも漠然としている。

そうすると、本願商標は、まとまりよく一連一体の造語を表してなると認識、理解できるもので、その構成文字に相応して、「ブレインスポーツドリンク」の称呼が生じるが、特定の観念は生じない。

イ 他方、引用商標は、「ブレイン」の片仮名を標準文字で表してなるところ、当該文字は、「脳。頭脳。」の意味を有する英語「b r a i n」（甲 1 7）に通じるものである。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ブレイン」の称呼が生じ、「脳。頭脳。」の観念が生じる。

ウ 本願商標と引用商標を比較すると、外観については、文字種及び構成文字が明らかに異なるから、互いに容易に判別できる。また、称呼については、語頭の「ブレイン」の音を共通にするとしても、語尾の「スポーツドリンク」の音の有無に差異があり、構成音及び全体の音数が明らかに異なるため、互いに容易に聴別できる。さらに、観念については、本願商標は特定の観念が生じないものの、引用商標は「脳。頭脳。」の観念が生じるから、互いの印象は相違する。

そうすると、本願商標は、引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても相紛れるおそれがないから、互いに非類似の商標というべきである。

エ 以上のとおり、本願商標は、引用商標とは、同一又は類似する商標ではないから、その指定商品を比較するまでもなく、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当しない。

(2) 商標法第 4 条第 1 項第 1 6 号該当性

(略)

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号及び同項第 1 6 号に該当しないから、本願商標が同項各号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「BRAIN SPORTS DRINK」と引用商標「ブレイン」は、外観、称呼及び観念のいずれにおいても相紛れるおそれがないから、互いに非類似の商標というべきである、と判断されました。

本願商標の指定商品には「清涼飲料」を含んでいたところ、原審査では、本願商標を構成する「SPORTS DRINK」の部分には、その指定商品との関係で識別力がないと判断されたものと考えられます。そして、残る「BRAIN」の部分が要部として、引用商標「ブレイン」と比較された結果、両商標は類似すると判断されたのでしょう。

一方で、審決では、本願商標の構成と指定商品との関係については言及することなく、いずれかの文字部分だけが独立して看者の注意を引くようなものではないとして、本願商標を一連一体の造語と認めた上で全体として引用商標と比較した結果、両商標は非類似であると結論付けました。なお、指定商品については、審判請求後に「eスポーツ用の清涼飲料」に補正がされています。

「スポーツドリンク (SPORTS DRINK)」が、清涼飲料の一種であることは、一般的に広く知られていることと思います。そうすると、本願商標「BRAIN SPORTS DRINK」に接した需要者が、これより「BRAIN」というブランドのスポーツドリンクであると理解する可能性は、十分に考えられるように思われます。

ただ、補正後の指定商品が「eスポーツ用の清涼飲料」であることを踏まえると、本願商標は、「BRAIN」と「SPORTS DRINK」の結合ではなく、「BRAIN SPORTS」と「DRINK」の結合だと理解することも可能であるように思います。

そうすると、どこが要部かをもはや特定できませんから、審決が言うように、本願商標を全体として一連一体の造語として捉えて、引用商標と類否が判断されたというのも、納得ができそうです。この点、本事件では指定商品の補正が功を奏したのかもしれませんが。

ところで、本審決を読んで、「eスポーツ用の清涼飲料」といった商品が、いつの間にか世の中に存在し、流通していることに驚いたのは当職だけでしょうか。当職も学生時代はかなりのゲーマーでしたが、お供は「麦茶」くらいだったので、当時からすると、このような商品の登場は夢にも思わないでしょう。

近年の「eスポーツ」への関心や期待の高まりを、あらためて実感する次第です。

(弁理士 永露 祥生)

< 2021年8月24日 >